



下田地区消防組合規則第5号

下田地区消防組合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年9月22日

下田地区消防組合
管理者 下田市長

下田地区消防組合規則第 5 号

下田地区消防組合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

下田地区消防組合職員の育児休業等に関する規則（平成25年下田地区消防組合規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第11条に次のただし書を加える。

ただし、第 1 号及び第 3 号に掲げる場合において、失効し、又は取り消される育児短時間勤務の 1 週間当たりの勤務時間及び承認に係る期間の末日（当該育児短時間勤務が延長されている場合にあっては、延長された期間の末日）が、引き続いて承認される育児短時間勤務の 1 週間当たりの勤務時間及び期間の末日と同一である場合にあっては、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に替えることができる。

第12条の 3 を次のように改める。

（条例第22条第 2 号の規則で定める非常勤職員）

第12条の 3 条例第22条第 2 号の規則で定める非常勤職員は、1 週間の勤務日が 3 日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で 1 年間の勤務日が121日以上であるものとする。

第13条の見出し中「請求手続」を「請求、第 2 項申出及び第 3 項変更の手続」に改め、同条第 1 項中「請求は、部分休業承認請求書」を「請求、育児休業法第19条第 2 項の規定による申出（第 3 項において「第 2 項申出」という。）及び同条第 3 項の規定による当該申出の内容の変更（第 3 項において「第 3 項変更」という。）は、部分休業簿」に改め、同条第 2 項中「第 3 項」を「第 2 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 任命権者は、第 2 項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第 3 項変更をしなければ条例第23条の 5 に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第 3 項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第14条中「第 5 条」の次に「及び条例第15条」を加える。

様式第 5 号を次のように改める。

様式第 5 号（第13条関係）

（第 1 面）

部 分 休 業 簿

申出対象期間		年度				
所属		氏名				
1 請求に係る子	氏名	続柄等	生年月日			
			年 月 日			
2 申出	申出月日	申出の内容 (①又は②を記入)	※申出の内容(変更後の内容も共通)			
	月 日		①1日につき2時間を超えない範囲内 ②1年につき人事院規則で定める時間(10日相当)を超えない範囲内			
3 変更(第1回目)	変更月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	申請の事 実の有無 (事実がある 旨を記入)	申請の事 実の有無 (事実がない 旨を記入)	決裁
	月 日					
3 変更(第2回目)	変更月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	申請の事 実の有無 (事実がある 旨を記入)	申請の事 実の有無 (事実がない 旨を記入)	決裁
	月 日					
4 備 考						

- (注)
- 1 申出、変更又は請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類としては例えば以下が挙げられる。
底印又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は
養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、
児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等(等しても可)
- 2 第 1 号部分休業の承認の請求の場合は第 2 面、第 2 号部分休業の承認の請求の場合は第 4 面を用いること。
- 3 第 1 号部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第 3 面に記入すること。

第 1 号部分休業の承認の請求の場合

(第 2 面)

年度		部分休業の承認の請求する期間		請求月日		決裁		備 考
月 日	時 分	月 日	時 分	月 日	時 分	決裁	決裁	
月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	月 日						
月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	月 日						
月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	月 日						
月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	月 日						
月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	月 日						
月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	月 日						
月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	月 日						
月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	月 日						
月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	月 日						

(※印の欄は職員が記入又は印字する。)

第 1 号部分休業の承認の取消しの場合

(第 3 面)

年度		部分休業の承認の取消しの期間		請求月日		決裁		備 考
月 日	時 分	月 日	時 分	月 日	時 分	決裁	決裁	
1 月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで							
2 月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで							
3 月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで							
4 月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで							
5 月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで							
6 月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで							
7 月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで							
8 月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで							
9 月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで							
10 月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで							
11 月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで							
12 月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで							
13 月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで							
14 月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで							
15 月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで							
16 月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで							
17 月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで							

(※印の欄は職員が記入又は印字する。)

年度

第2号部分休業の時間数

時間 分

第1号部分休業の承認の請求をする期間	第2号部分休業の時間数	時間 分
月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分
1 月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分
2 月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分
3 月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分
4 月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分
5 月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分
6 月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分
7 月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分
8 月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分
9 月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分
10 月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分
11 月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分
12 月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分
13 月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分
14 月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分
15 月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分
16 月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分
17 月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分
18 月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分
19 月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分
20 月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分
21 月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分
22 月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分

(22の欄は26歳未満の記入が必要とする。)

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。